

■新設等事業所への転勤等による転入世帯家賃補助事業

吉野川市では市内への企業誘致、定住促進を推進するため、市内に新設、増設又は移設をする事業所に転勤・就職の理由により新たに勤務するために、市内に住民登録（転入）した世帯に対し月額1万円の家賃補助する制度を設けました。

○補助対象要件

1. 工場立地法又は吉野川市企業立地促進条例に該当する事業者が市内に新設、増設又は移設をする当該事業所に転勤等により新たに勤務することとなった者（正社員に限ります。）が属する世帯。
2. 世帯全員が転入し市内の民間賃貸住宅に居住すること。
3. 世帯全員が転入した日から、過去1年間に市内に住所を持っていない者で、転入後1年以上市内に住所を有する意志があること。
4. 世帯の者が民間賃貸住宅の借主であること。
5. 生活保護法、その他の公的制度の家賃補助を受けていないこと。
6. 世帯全員が税を滞納していないこと。
7. 家賃を滞納していないこと。
8. 世帯全員がこの補助金の交付を受けたことがないこと。

○補助金の額

1世帯当たり月額10,000円を補助。ただし、住宅手当を控除した実質家賃負担額が月額10,000円以下の場合は実質家賃負担額＝補助額とする。

○期間

2年間

○提出書類

1. 就労状況等証明書
2. 賃貸借契約を締結していることを証明できる書類

※以上のことは概要ですので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

●問い合わせ先 商工観光課にぎわい創出係 0883-22-2226